

制度利用

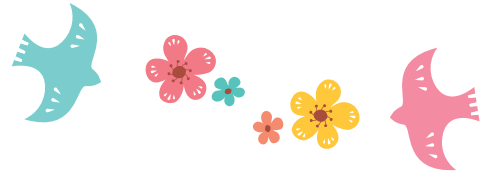


表 4：各種制度の相談（利用）状況と相談（利用）しなかった理由（％）

		相談（利用）したことがある・している	相談（利用）しなかった理由					利用しなかったが条件を満たしていなかった
			必要がなかった	時間や場所などが使いづらかった	抵抗感があつた	相談先や方法を知らなかった		
保健師*	低所得層Ⅲ以上	33.1	57.7	1.1	2.2	5.9	(設問なし)	
	低所得層Ⅰ	35.6	45.2	2.9	5.8	10.6		
SC・SSW	低所得層Ⅲ以上	4.6	85.6	1.0	2.6	6.2	(設問なし)	
	低所得層Ⅰ	6.8	69.6	1.8	6.5	15.3		
生活保護	低所得層Ⅲ以上	2.1	92.9	0.3	1.0	2.3**	1.3	
	低所得層Ⅰ	12.8	61.2	2.1	9.1	8.6**	6.2	

*札幌市 2 歳・5 歳のみ, **利用の仕方が分からなかった+制度について全く知らなかった

保健師は子育てをしている親には大変身近な存在で、相談をしたことがある・相談している人は 30%を超えます。スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー（SC・SSW）への相談はこれと比べると少ないですが、約 20 人にひとりの子どもが相談しており、必要な制度であることがわかります。生活保護は低所得世帯に利用した人が多いものの、この調査での「低所得層Ⅰ」が生活保護基準とほぼ同じ水準であるので、制度の対象であるにも関わらず利用していない人が多い可能性があります。またいずれの制度も、利用しなかった理由として「使いづらかった」「抵抗感があつた」「知らなかった」と答える人が存在し、低所得層にその比率が高くなっています。困難を抱えやすい家族が制度から漏れないような、制度設計と広報、運用が重要です。

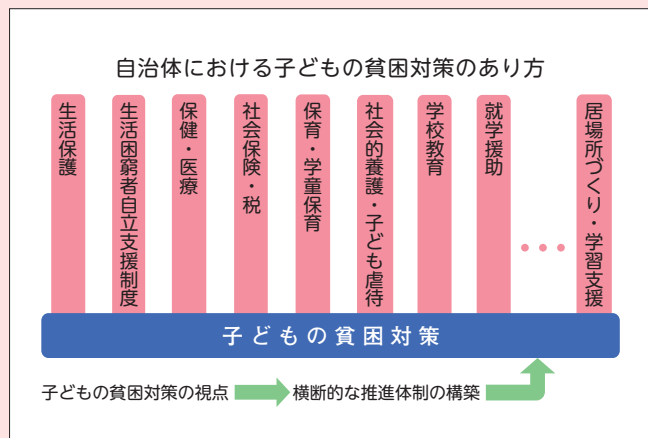
まとめ 子どもの貧困問題を考える視点

これまでの調査結果から、所得が低いほど様々な困難に直面する可能性が高いことがわかります。この結果は、子どもの貧困対策の検討にとって重要です。すなわち子どもの貧困問題を考える際には、①生活のゆとり（家計と時間）のなさ、②心身の健康の阻害、③孤立、④子どもの活動と経験の制約、⑤学校教育のあり方、⑥進学機会の格差と進学費用、⑦行政施策のあり方、といった幅広い観点が必要になります。また低所得層のみの問題というよりは、所得格差の影響を多くの人が受けており、そのなかで低所得層に困難が生じる可能性がより高いこと、母子世帯が経済的困難に直面しやすいことなども、重要な点です。

したがって、子どもの貧困対策を考える際には、総合的な視点が必要になります。

- ①所得保障と具体的な援助
 - ②家族を支える施策と子どもを直接支える施策
 - ③保健・医療や教育、保育・子育て支援などすべての家族・子どもを対象にした普遍的な制度と、困難に直面する可能性の高い人に焦点をあてた制度
- これらはそれぞれ二者択一ではなく、両方がそれぞれ必要になります。

これらは単一の施策や部署で実行できることではありません。自治体での対策を考える際には、医療・保健、教育、保育・子育て支援、社会福祉・社会保険や生活保護など、広く住民生活に関わる施策や部署がそれぞれ子どもの貧困対策の視点と機能を持ち、各部署を横断的につなげていく推進体制が求められます。



北海道・札幌市の取組

道と札幌市は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現を目指し、連携しながら子どもの貧困対策を進めています。

北海道の取組

平成 27 年 12 月に「北海道子どもの貧困対策推進計画」（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）を策定し、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を 4 つの柱として関連施策を総合的に推進しており、今回の実態調査で明らかになったことを踏まえ、今後、次のような取組を進めます。

1 効果的な情報発信

福祉等の支援制度を知らない方が多かったこと、施策の情報を得る手段で最も多かったのが「学校からのお便り」であったことなどを踏まえ、支援制度について学校を通じて行き渡らせるよう、教育部門と連携して実施することとします。

2 貧困の状況にある子どもの早期把握と支援

貧困の状況は周囲から分かりづらいことが多く、必要な支援につながっていないケースもあると考えられることから、心配なお子さんの情報を市町村の福祉部門や「要保護児童対策地域協議会」につなぎ、対策を講じる仕組みを検討しています。

3 ひとり親家庭への就労支援

道内 6 か所に「母子家庭等就業・自立支援センター」を設置し、ハローワークと連携して就労支援を行っており、今後、特に地方における支援を強化するため、各振興局に配置する母子・父子自立支援員が中心となり、センターと緊密に連携し、ひとり親家庭の就労を支援する施策を検討しています。

4 子どもの居場所づくりの推進

道では、市町村に対する居場所づくりの支援制度を平成 28 年度に創設し、支援を行っているところですが、子ども食堂など道内各地で取り組まれている子どもの居場所の実態把握を行い、先行事例の紹介などを行う手引の作成を進め、子どもの居場所づくりが道内で幅広く展開できるよう、取組を推進します。



道のホームページにおいて、子育てに関する相談窓口や各種支援制度についてお知らせしています。
是非ご覧ください。

子どもの貧困対策 北海道

検索



北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課

札幌市の取組

札幌市では、実態調査から明らかとなった課題等を踏まえて、平成 29 年度末までに「札幌市子どもの貧困対策計画」を策定します。



この計画では、平成 30 年度～34 年度までの 5 年間で計画期間として、第一に子どもの視点に立って、困難を抱えている子どもとその保護者が必要な支援に結びつくための体制を整えるとともに、子どもの成長における諸段階に応じた切れ目のない支援を展開し、併せて保護者への必要な支援を実施することなどによって、子どもの暮らしを支えていきます。

札幌市子どもの貧困対策計画で取り組むこと

1 困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し必要な支援につなげる取組の推進

子どもの成長段階に応じた様々な場面での関わりを通じて、抱えている困難を“早期に把握”し、“必要な支援につなげる”支援体制の充実強化や関係機関との連携の促進、支援策の情報を確実に届けるための広報の充実などに取り組みます。

2 子どもの育ちと学びを支える取組の推進

子育て世帯の不安を解消する相談支援や子どもへの学習支援、居場所づくりの推進などに取り組みます。

3 困難を抱える若者を支える取組の推進

進路支援や就労支援、相談支援など、若者の社会的自立の推進に向けた支援などに取り組みます。

4 保護者の就労や生活基盤の確保

保護者への就労支援や、生活基盤を確保する経済的支援などに取り組みます。

5 特に配慮を要する世帯への支援

社会的養護を必要とする子どもやひとり親家庭、生活保護世帯や生活に困窮する世帯など、特に配慮を要する世帯への生活状況などに応じたきめ細かな支援に取り組みます。

子どもの貧困対策 札幌市

検索

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/torikumi/taisaku>

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課



北海道大学大学院教育学研究院「子どもの生活実態調査」研究班 松本伊智朗 上山浩次郎 大谷和大 大藤弘通 川田学 関あゆみ 鳥山まどか（以上、北海道大学）大澤真平（札幌学院大学）

このリーフレットは、科学研究費基盤 A「子どもの貧困に関する総合的研究（代表：松本伊智朗）」による研究事業の一部です。
印刷 アイワード